

会計監査人に支払うべき財産上の利益の額

1 公社及び子会社が支払うべき報酬等の合計額	426,903,930 円
2 上記 1 の合計額のうち、公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号） 第 2 条第 1 項の業務（監査証明業務）の対価として支払うべき報酬 等の合計額	259,000,000 円
3 上記 2 の合計額のうち、公社が支払うべき会計監査人としての報 酬等の額	259,000,000 円